

平成24年第2回糸魚川市議会定例会会議録 第1号

平成24年2月27日(月曜日)

議事日程第1号

平成24年2月27日(月曜日)

午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 所管事項調査について
- 日程第5 新幹線・港湾等交通網対策について
- 日程第6 一般廃棄物最終処分場等調査対策について
- 日程第7 議案第4号から同第16号まで
- 日程第8 議案第17号から同第31号まで
- 日程第9 議案第32号から同第39号まで
- 日程第10 議案第40号から同第44号まで
- 日程第11 議案第46号から同第49号まで
- 日程第12 議案第50号から同第52号まで
- 日程第13 議案第45号
- 日程第14 請願第3号及び請願第1号

+

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 所管事項調査について
- 日程第5 新幹線・港湾等交通網対策について
- 日程第6 一般廃棄物最終処分場等調査対策について
- 日程第7 議案第4号から同第16号まで
- 日程第8 議案第17号から同第31号まで
- 日程第9 議案第32号から同第39号まで
- 日程第10 議案第40号から同第44号まで
- 日程第11 議案第46号から同第49号まで
- 日程第12 議案第50号から同第52号まで

日程第13 議案第45号

日程第14 請願第3号及び請願第1号

応招議員 26名

出席議員 26名

1番	甲村	聰君	2番	保坂	悟君
3番	斉木	勇君	4番	渡辺	重雄君
5番	古畑	浩一君	6番	後藤	善和君
7番	田中	立一君	8番	古川	昇君
9番	久保田	長門君	10番	保坂	良一君
11番	中村	実君	12番	大滝	豊君
13番	伊藤	文博君	14番	田原	実君
15番	吉岡	静夫君	16番	池田	達夫君
17番	五十嵐	健一郎君	18番	倉又	稔君
19番	高澤	公君	20番	樋口	英一君
21番	松尾	徹郎君	22番	野本	信行君
23番	斉藤	伸一君	24番	伊井澤	一郎君
25番	鈴木	勢子君	26番	新保	峰孝君

+

+

欠席議員 0名

説明のため出席した者の職氏名

市長	米田	徹君	副市長	本間	政一君
総務部長	田鹿	茂樹君	市民部長	吉岡	正史君
産業部長	酒井	良尚君	総務課長	渡辺	辰夫君
企画財政課長	斉藤	隆一君	能生事務所長	久保田	幸利君
青海事務所長	扇山	和博君	市民課長	竹之内	豊君
環境生活課長	渡辺	勇君	福祉事務所長	池亀	郁雄君
健康増進課長	伊奈	晃君	交流観光課長	滝川	一夫君
商工農林水産課長	金子	裕彦君	建設課長	串橋	秀樹君
都市整備課長	金子	晴彦君	会計管理者会計課長	山崎	弘易君
ガス水道局長	小林	忠君	消防長	山口	明君
教育長	竹田	正光君	教育委員会教育総務課長	結城	一也君

教育委員会子ども課長	山崎光隆君	教育委員会生涯学習課長 中央公民館長兼務 市民図書館長兼務 勤労青少年ホーム館長兼務	田原秀夫君
教育委員会文化振興課長 歴史民俗資料館長兼務 長者ヶ原考古館長兼務	小林強君	監査委員事務局長	横田靖彦君

事務局出席職員

局	長	小林武夫君	係	長	松木靖君
主	査	大西学君			

午前10時00分 開議

議長（古畑浩一君）

おはようございます。

これより平成24年第2回糸魚川市議会定例会を開会いたします。

欠席通告議員はございません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

+

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（古畑浩一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、1番、甲村 聡議員、16番、池田達夫議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

議長（古畑浩一君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては去る2月20日、議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果につきまして委員長の報告を求めます。

甲村 聡議会運営委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

甲村委員長。〔1番 甲村 聡君登壇〕

1番（甲村 聡君）

おはようございます。

議会運営委員会報告を行います。

去る2月20日に議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

本日招集されました平成24年第2回市議会定例会に提出されました議案は、お手元に配付されております議案書のとおり、条例の制定及び一部改正が24件、平成24年度当初予算が13件、平成23年度補正予算が8件、その他議案が4件、人事案件が1件、ほかに諮問案件として、人権擁護委員候補者の推薦について1件の計51件であります。

このうち議案第53号、教育委員会委員の任命についてと、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についての2件につきましては委員会の付託を省略し、最終日、即決にてご審議いただき、議案第4号から同第16号までの平成24年度の当初予算議案につきましては申し合わせのとおり、議長を除く25人の議員で構成する予算審査特別委員会を設置の上、ご審査いただくこととし、そのほかの議案については、それぞれの所管の常任委員会に付託の上、ご審査いただくことで委員会の意見の一致をみております。

また、会期につきましては、本日2月27日から3月26日までの29日間とすることで、委員会の意見の一致をみております。

また、日程につきましては、お手元配付の日程表をごらんください。

次に、追加議案についてであります。追加議案は山ノ井保育園（仮称）新築工事（建築）にかかる変更契約の締結についてでありまして、3月8日の本会議一般質問終了後に追加提案し、所管の常任委員会に付託の上、ご審査願いたいことで、委員会の意見の一致をみております。

次に、請願についてであります。本定例会において受理した請願は2件であります。

請願第3号、「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書採択のための請願、及び請願第1号、郵政民営化法の速やかな見直しを求める意見書の採択を求める請願については、いずれも総務文教常任委員会に付託の上、審査願うことで、委員会の意見の一致をみております。

次に、委員長報告につきまして、総務文教、建設産業、市民厚生3常任委員長から、閉会中の所管事項調査についての報告と、新幹線・港湾等交通網対策と一般廃棄物最終処分場等調査対策の2特別委員長から、中間報告をしたい旨の申し出があり、本日の日程事項とすることで、委員会の意見の一致をみております。

次に、議員派遣についてであります。新年度においても本年度同様4件の議員派遣を行いたいものであり、議長発議として最終日の日程事項とすることで、委員会の意見の一致をみております。

なお、議員派遣のうち糸魚川市・小谷村議会議員連絡協議会につきましては、新年度から長野県白馬村が加わることについて委員会の意見の一致をみております。今後、運営についての詳細な内容については、委員会で諮っていくことになっております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から3月26日までの29日間とし、委員長報告のとおり進めたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月26日までの29日間と決定をいたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしましたとおりでありますので、ご承知をお願いいたします。

### 日程第3．行政報告

議長（古畑浩一君）

日程第3、行政報告を行います。

市長より行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

おはようございます。

3月市議会定例会の招集にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、大変ご多用のところご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

本定例会におきましては、新年度の市政運営の基本となります平成24年度予算をはじめ条例関係や補正予算など50件の議案について、ご審議をお願いしたいものであります。

この機会に、4点につきましてご報告申し上げます。

最初に、今冬の豪雪対応について、ご報告申し上げます。

さきの平成24年第1回市議会臨時会でも行政報告をさせていただきましたとおり、今冬は近年にない降雪となり、2月18日には、市内9カ所の指定観測所の平均積雪深が、2メートル27センチとこの冬最高となりました。2月27日現在、1メートル83センチと落ちついてまいりましたが、昭和61年以来の豪雪となっております。

主な被害状況であります。人的被害では、除雪機による死亡事故や屋根雪除雪中の落下事故などにより12名の方が死傷されており、特に高齢者の事故が目立っております。建物被害では、住家半壊1棟のほか、空き家や倉庫等の全壊が14棟となる被害が出ております。

また、2月1日から運休しておりますJR大糸線は、雪崩発生の危険性が解消されないことから、

3月13日まで運休が延長されたところであります。

今後、気温の上昇に伴い雪崩や家屋の倒壊など、さらなる注意が必要なことから、市といたしましても、地域の皆様や国、県、関係機関との連携を図る中で、人命の安全を最優先に、安全・安心な市民生活の確保に全力を挙げて取り組んでまいります。

2点目の企業誘致について、ご報告申し上げます。

昨年11月、能生地域に食品加工を行います株式会社クリエイトワンフーズが設立され、現在、工場新設に向け具体的な作業を進めているところであります。企業の新規立地により、雇用の増大が図られることから、市といたしましても積極的に支援してまいりたいと考えております。

3点目に、シャルマン火打スキー場での遭難事故について、ご報告申し上げます。

去る2月12日、当スキー場で遭難事故3件が発生いたしました。

1件目は、愛知県から来場したスノーボーダー1名の遭難であります。携帯電話での連絡により位置が特定できたことから、その日に救助されております。

2件目は、長野県から来場いたしましたスノーボーダー2名の遭難でありまして、日没等により救出困難となり、一晩山中で過ごしましたが、13日の捜索により、無事救出されております。なお、2人とも病院へ搬送されましたが、大きなけがもなく、元気でありました。

3件目は、長野県から来場いたしましたスキーヤー1名の遭難であります。駐車場に残された車やレンタルスキーから、行方不明とわかったものであります。13日には、県警及び県防災ヘリ、そして警察、消防、職員による捜索を実施、14日には、家族からの要請もあり、県知事へ自衛隊派遣を要請し、自衛隊隊員60名が動員され捜索を行いましたが、本人を発見することができませんでした。

現在では雪崩などの2次災害、3次災害の恐れもあるため、捜索体制を縮小し、通常業務の中で警察、消防が、能生川周辺などを巡視しているところであります。

なお、17日午後3時には、県知事が自衛隊の撤収を要請いたしておりますが、行方不明者の一日も早い発見を願うものであります。

4点目に、北陸新幹線の開業について、ご報告申し上げます。

去る2月17日に、前田国土交通大臣と泉田新潟県知事の会談が行われ、県が主張する諸課題への対応について、合意がなされたところであります。

合意内容は、1つ、並行在来線支援や新幹線整備での地方負担の軽減として、国が県に新幹線開業後30年間で約780億円を支援すること、2つ、停車駅問題の対応として、年度内に協議の場を設定し、国からJRに必要な助言等を行うこと、3つ、県は速やかに建設負担金を支払い、予定どおりの開業を目指すことであります。

このたびの合意は、開業に向けた大きな前進であり、並行在来線の経営環境の改善にも大きな成果でありますことから、市といたしましても、今後、県や関係団体と連携をし、並行在来線の安定経営と北陸新幹線の利便性向上など諸課題に取り組むとともに、引き続き駅周辺整備に取り組んでまいります。

以上、ご報告を申し上げます。

議会並びに議員の皆様から特段のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、招集のごあいさつとさせていただきます。よろしくご報告申し上げます。

議長（古畑浩一君）

以上で、行政報告は終わりました。

#### 日程第４．所管事項調査について

議長（古畑浩一君）

次に、日程第４、所管事項調査についてを議題といたします。

本件につきましては閉会中、総務文教常任委員会、建設産業常任委員会及び市民厚生常任委員会が開かれ調査を行っておりますので、その経過と結果につきまして委員長の報告を求めます。

伊藤文博総務文教常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

伊藤委員長。〔１３番 伊藤文博君登壇〕

１３番（伊藤文博君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、閉会中の１月２３日と２月１４日に所管事項調査を行っておりますので、主な内容をご報告いたします。

山ノ井保育園（仮称）の改築については、１月２３日の最初に、教育委員会から直近の経過や設計変更の内容について説明を受けた後、休憩に入り、山ノ井保育園（仮称）新築設計業務委託の受託者を代表して、株式会社クレイズプランの山田代表取締役以下３名の方においでいただき、委員会協議会を開催いたしました。

委員会協議会では、委員より、さまざまな形で厳しい質問がなされる中、山田代表取締役は一貫して、設計事務所として重大な責任を感じているので、市と協議を重ねて誠実に対応すると明言されてきました。

また、今回、木製ばりに変更するのは、どちらからの申し出かという質問に対し、クレイズプランより提案したと回答があり、最後に山田代表取締役より、２月１３日までの建築確認済証の受理は必ず守る。鉄骨ばりを木製ばりに変更したことによる建築費の増額分については、市と十分な協議をして誠心誠意対応する。太陽光発電の補助金についても同様に対応すると、３点について確認をとっております。

協議会終了後に開かれた委員会と、２月１４日の委員会において、山ノ井保育園（仮称）新築工事について協議されておりますので、主な内容についてご報告いたします。

委員より、単純にはりを変更するだけでなく、全体的な安全性について確保されるということかという質疑があり、全体的な構造計算についても再度しっかりと見直していると答弁がありました。

本日の協議会の中で、設計ＪＶの考え方が明らかになったが、今後、市は設計事務所に対して、どのような責任のとり方を求めていくのかに対し、本日の協議会で設計事務所と論議され、誠心誠意対応するという言葉を確認し、費用負担という形での責任のとり方への裏づけをはっきりできたので大変うれしく思っている。このことを踏まえながら今後詰めていきたい。確認済証が受理でき、

金額面も明らかになった段階で、相手に請求していきたいと答弁がありました。

2月14日の委員会では、2月3日に建築確認済証を受理できたこと。設計者より費用負担の第1回目の希望提示があったことを含めて説明を受けた後、質疑に入っております。

変更の設計書が提示され、糸魚川市よりクレイズプランに提示した、建築確認済証の遅延による糸魚川市の諸費用は、1、太陽光発電助成金500万円、2、工事中止に伴う現場事務所の経費264万9,660円、3、4月からの山ノ井保育園土地借地料61万3,052円、ここまでの小計が826万2,712円となっております。4、はり材の変更により、工事経費の増額分1,893万8,501円、合計2,720万1,213円ということであり、そのうちクレイズプランからの第1回の提示は、太陽光発電助成金分、工事中止に伴う建築J Vの経費、4月からの現山ノ井保育園借地料を合計した826万2,712円を2回に分けて支払うという内容でした。これは糸魚川市が納得したものではなく、今後、厳しく損失補てんを求めていくということでもあります。

また、確認済証が受理されないことから工事を中止されていましたが、確認済証が受理されたので、速やかに中止を解除し、早期の着工を目指したいと報告がありました。

委員から、株式会社クレイズプランが工事監理業務を行うということだが、責任問題が解決しない中で、一緒に仕事をするというのはいかなるものか。責任の範囲を明らかにするまで、工事を再開するべきではない。クレイズプランからの提示額では到底納得できない、もっと厳しい要求をすべきなど、厳しい意見が出されております。

意見を出し尽くしたところで、議長、正副委員長、市長以下担当部署で休憩中に協議を行い、再開後、委員に報告して了解を求め、次の集約をしております。

1、工事中止は、建築確認申請済証が交付されないためであり、確認済証が交付されたので工事中止を解除し、工事を再開することは市長の執行権であること。

2、建築J Vや保護者の立場と同様に、速やかな着手と完成によるよりよい環境での就学前教育の実施は、当委員会の望むところでもある。

3、しかし、設計J Vの責任が具体的にされていない中での再開には、大きな懸念を感じるところであり、委員から厳しい意見が出されている。市長以下担当部局には、この点での厳しい対応と、早期の解決により、増額分の財源確保を明らかにすることを求めるという集約であります。

なお、この時点で、契約変更については3月議会に上程される見込みであり、委員会付託されますので、当委員会で再度議論されることとなります。また、予算に関して、予算審査特別委員会でも審査の対象となる見込みであります。

行政改革については、1月23日に、糸魚川市定員適正化計画案について説明を受けております。

委員より、臨時職員については、これまでの経過を踏まえ、サービス拡充部門等で5%の増とあるが、どのような考え方かという質問に対し、例を挙げると、臨時職員の中で保育士、幼稚園教諭が大幅に人数が伸びている。0歳児だと保育士が3人に1人、1、2歳児ですと6人に1人の保育士が必要というように、未満児が74人増加したことによって増員されているもので、現状に合わせ、5%という設定をしていると答弁がありました。

平成29年度に550人という目標の設定は、当市の現状において妥当かに対して、類似都市、市の全体の状況を見た中で550人という数字を設定した。その時々事務の状況、さらには歳入

の状況を見ながら、人員をさらに減らす努力をしたいという考え方であると答弁されております。

2月14日の委員会では、糸魚川市第2次行政改革実施計画案について報告されています。

全般的に、職員提案発表会に対する高評価があった一方、窓口対応や職員のあいさつなど、接遇について厳しい意見が出されておりました。これに対して、日ごろから接遇に関しては徹底して住民へのサービス向上に努め、職員は親切というイメージのアップを図るように指導しているが、今ほどのように厳しい意見もあるので、さらに徹底を図りたいと答弁がありました。

また、厳しい財政事情の中で事業点検を進めながら、事業の廃止を含めた検討がなされなければならないという指摘に対し、介護保険料、ごみの有料化、下水道使用料などの課題もあるが、国では消費税の話が出るなど、いろいろな面での値上げ、引き上げの話が出ている。市民生活の大きな負担になってきているので、しっかりした説明をして、理解してもらえるように努めながら進めていかなければならない。そういう全体のことを踏まえながら、今後も行政改革を選択と集中で進めたいと答弁されております。

糸魚川地区公民館の改築については、平成23年度は検討委員会の設置及び建築候補地、建物概要の検討がなされた。現在の場所に、勤労青少年ホームを解体、撤去し、地区公民館用地として一体的に活用すること。駐車場は、50台程度確保できる見込みと説明がありました。また、今後のスケジュールについては、平成24年度、実施設計、平成26年度、建築工事、年度内完成と説明されております。

委員より、勤労青少年ホームを取り壊すことによる弊害はないのかに対し、現在も公民館のサブ的な使用となっており、一体的な利用で問題はないと考えると答弁されております。

ほかに建設予定地が現位置となった経過などの質問が出ておりますが、特段報告する事項はありません。

能生体育館の改築については、担当課より、現在の検討状況について報告がありました。

本年度5回の検討会議を経て、検討協議会より3カ所の候補地が挙げられており、今後、建設地を決定し、地権者等の関係者と協議を行うということになります。

委員より、現在の場所での建設は検討したのかと質疑があり、現在の場所は、利用者にとっても理想的であるということでも検討したが、必要な施設を建てるにはぎりぎりの面積であり、かなり窮屈となるため、現在の3つの候補地が示されていると答弁がありました。完成予定は、26年度末を考えているということになります。

子ども一貫教育では、今年度は子ども一貫教育の実践の推進、実践意識の高揚と実践資料の作成ということになりますが、これに取り組んできたという説明に対して、委員より、各学校での啓発活動を繰り返し行うことが必要であり、今年度の取り組みをどう検証して、よい実践例をどう水平展開していくかについて考え方はいかがかに対して、今年度は一貫教育について、しっかり認識されるというのが第一であり、もう1点が、各学校、地域で実践していること、実際行われていることが、一貫教育の中でどこに位置づけるのか、価値が高いのかということを確認しながら、自信を持って推進されるという2点に重点を置いて進めてきた。したがって、単に説明だけ聞いてわかるということではなくて、実践の中で、例えば地域を挙げてのあいさつ運動などが、どういう意味を持っているのかということを確認しながら、実際の活動を促し、支援していきたいと答弁されております。

また、何をもって日本一とするのかという定義づくりと、一貫教育のメリットが重要であるという指摘に対し、日本一の子どもを育てるの定義として、自分の力を最大限に引き出すためのかわりりのシステムづくりと、かわりり方の醸成というふうにとらえて、それが糸魚川は日本一手をかけて、子どもを大事にしていくんだという考え方であると答弁されております。

学校等給食食材放射能物質検査については、担当課より、検査の頻度は月2回、1回6品目であり、産地での検査、産地の確認や情報収集とあわせて、安全性が確実に保たれることについて説明があり、特に質疑なく、終結しております。

柵口温泉施設権現荘等については、担当課より、現在の経営状況についての報告の後、今後の運営方針について説明がありました。

管理運営について、民間譲渡、指定管理による運営、市直営による運営、施設の廃止の4ケースについて比較検討した結果、民間活力による施設の活性化と市負担の軽減を目指し、指定管理による施設運営に向け手続を進めたい。

なお、リニューアル工事内容については、指定管理者や関係者と協議する中で決定し、リニューアル工事終了後、指定管理者による運営に移行したい。移行のスケジュールとしては、平成23年度中に募集要項の内容を関係者で協議し、24年度中に公募により指定管理者の選定作業を行った上で、リニューアル工事内容を関係者と協議する。

リニューアルの内容としては、日帰り入浴機能の充実と、木質バイオマスボイラーの導入を検討するが、これ以外のリニューアル内容は、関係者及び指定管理者等と協議して、実施する考えが示されております。

委員より、指定管理料をどのぐらいに設定するのかという質疑に対して、指定管理者制度の中で指定管理料を支払うのではなくて、払ってもらって指定管理もあるので、これは今後提案を受けて検討していきたい。今年度の赤字見込みでは3,000万円近くになるので、24年度の経営改善に取り組み、上半期の状況推移を見ながら指定管理料を定めたいという考え方であると答弁がありました。

また、本日示された検討だけでは、指定管理方式で営業存続するというところに説得力が低い。閉鎖し、赤字補てん分を、他の地域活性化施策に充てるということもあるという意見が出され、きょうの説明は、指定管理の検討を本格的に始めたいために、指定管理に向けた判断を示し、今後、示されたスケジュール検討の中で、逐次、議会のほうにも報告しながら進めていきたいということかという質問に対し、そのとおりである。いきなり指定管理という考えではなく、今後、指定管理の要綱等も議会の方に示し、意見をいただきたいと答弁がありました。

ほかにも意見、質疑が行われておりますが、省略いたします。

以上で、総務文教常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

田原議員。

14番(田原 実君)

おはようございます。伊藤委員長、本当にお疲れさまでございます。

ただいまの報告の中で、山ノ井保育園のことについて若干伺いたいと思います。

設計事務所のほうが、その責任を認めて、いろんなことを明言していったという点は、大変よかったと思いますけども、行政のほうが事務所に依頼をして、いろんな手続等がおくれた原因が、建築主事等々、確認をおろす側にあったということから、いよいよ事務所のほうが責任があったという形になってきたんですけども、しかし、そこに依頼をして一緒に仕事をしてきた行政側のほうの責任といえますか、そこら辺がどうであったのかということ、どんな話があったのかということをお聞かせいただきたいと思うんですけど。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

伊藤委員長。〔13番 伊藤文博君登壇〕

13番(伊藤文博君)

今回、2回の委員会の中では、その時点で課題が幾つかあるわけですが、その中で明らかになってきたことについて審査を行っております。そして行政側の責任については、設計事務所の責任の範囲、その責任のとり方が決定されなければ、そこへ入っていくことはできない。一度議案が提出をされて、それが取り下げられた経緯からいっても、すべてのほかの検討事項が明らかにされた時点で、行政の責任を明らかにするというのが委員会の方針であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

田原議員。

14番(田原 実君)

鉄骨ばかりから木ばかりに変わって、かなりの工事費の増額、それから、もう明らかになっておりますように、工事着工時期が大幅におくれて、市民の多くの方にご迷惑をかけているといった部分の行政の責任というものがあると思いますので、また委員会の中でも、そこを明らかにして、市長、教育長のほうにもいろんなことをお考えいただきたいと、このことを要望して終わります。

議長(古畑浩一君)

ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本件につきましては、委員長報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することと決しました。

次に、渡辺重雄建設産業常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

渡辺委員長。〔４番 渡辺重雄君登壇〕

４番（渡辺重雄君）

おはようございます。

建設産業常任委員会では閉会中に所管事項調査として、去る２月１日と２月１７日の両日、委員会を開催しておりますので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。

２月１日は、農林水産業の振興と整備についてということで、森林整備計画の変更についてと、ジオパークの取り組みと観光振興についてということで、ジオパーク戦略プランの活用と市内観光の取り組みについて、所管事項調査を行っております。

まず、森林整備計画の変更についてであります。担当課より、糸魚川市森林整備計画について、平成２４年４月１日より変更したいということで、変更が盛り込まれた計画書の概要版と、計画書案が提出され、主に概要版での説明がありました。

今回の変更に関しては、国の森林法の一部改正などを受けて必要となったもので、一層の森林整備を推進するために行うものであります。

説明後、質疑に入り、委員からは、今回の法律改正で所有者が不明でも間伐できるようになったようだが、中山間地に住んでいた方が都会へ移住したりして、所有者が不明なところは結構あると思うが、実態調査はされているのかという質問があり、森林の所有者の不明箇所がどれくらいあるのかということについては、今の段階では把握してない。森林法では、無届け伐採とか、森林を新たに所有した場合に、今までは届け出が必要がなかったが、今回の改正によって市のほうに届け出をする義務が課されるので、今後、森林の所有者が不明だというのは、少なくなっていくものと思うとの答弁がなされました。

また、いかに立派な整備計画ができて、収益性が確保され、担い手が適正人員確保されていないと推進は難しいのではないかと。根本としては、収益性と人材確保があると思う。その辺の根本的な対策と、ほかの振興地等の調査も含め、現在、市としては、どのように考えているかという質問には、担い手という部分においては、現在、ぬながわ森林組合が一手に森林の管理、施業を行っているが、能生地域においては建設業者が、一部森林の作業を手がけており、認定事業体の認定を受けて、森林の施業を担うという法体系もあるので、今後、そのような企業体がふえることを期待しているとの答弁がなされました。

森林整備に通じた地域振興に関する分野では、今後、木質ペレットについては、農商工連携について検討するという表現になっているが、行政として積極的に取り組んでいくという考え方でのいいのかという質問には、木質バイオマスの利用促進という面については、農商工連携などで民間の皆さんのノウハウと力に期待をしており、行政としては後押しをしながら、進めていきたいというスタンスであるという答弁がなされました。

国との関連では、国のほうでは国内の木材需要率を５０％に上げて、関連雇用を１００万人に拡大したいと言うが、具体的に政策として、どのようなものが末端の自治体までおりにきているのかとの質問には、具体的なものは、まだ末端の市町村のほうへおりにきていない。ただ、１０年間で木材需要率を５０％という部分では、かなりハードルは高いと思っている。地域の木材資源を利用

して、産業に結びついていくような取り組みによって雇用の創出につながると考えており、民間事業所を支援しながら取り組んでいきたいとの答弁がなされました。

全体を通じては、森林の考え方が従来と変わってきていることから、過去の計画の焼き直しとか、細かい問題点を部分的に直していくのではなく、抜本的に新エネルギー、森林の持つ役割というものを計画の中に盛り込んでいってこそ、夢のある森づくりという計画に結びつくのではないかとの指摘がありました。

そのほかにも活発な質疑、意見はありましたが、省略をいたします。

次に、ジオパーク戦略プランの活用と市内観光の取り組みについてであります。担当課より、まず、糸魚川市における観光事業の取り組み全般についてということで、主に東日本大震災による観光への影響について説明があり、続いて、ジオパークの取り組みについて、主にジオパーク戦略プランの活用について説明がなされました。

ジオパーク戦略プランの活用については、委員会として、今回の戦略プランの作成に当たっては、内容的にも時間的にも紆余曲折を経て、ようやく作成に至ったことを踏まえ、不備な面をフォローし、実際に役立つ内容を早急に打ち出すべきであるという指摘をしていたものであります。

そのような中で、今回、戦略プロジェクトの取り組みとして、糸魚川ジオパーク戦略プランの効果的な事業実施をするために設置された、プロジェクトチームの取り組みの方向性について説明がなされました。

説明の後、質疑に入り、委員からの情報発信機能と案内機能の充実では、スマートフォンの活用に関して早急に対応できないか、具体的なスケジュールはという質問に対し、ちょうど機種種の過渡期であり、どの方式を採用すればいいのか来年度調査をして、次の展開をしたいという答弁がなされ、委員からは、アプリケーションの開発などで時間とお金もかかることだが、新幹線開業までということではなく、早い対応が必要ではないかという意見がありました。

PRビデオに関してでは、今回、新たに作成したいということであるが、どんな活用の仕方を考えているのかという質問があり、これに対し、今後の情報ビデオについては、糸魚川のイメージアップにつながるもので、いろんな映像媒体等を通じて、マスコミ等で流すような形のものも作成したいとの答弁がなされました。

委員からは、これから作成するビデオの活用に関して、近隣の市や県とCATVを通じて番組の共同制作などで既に交流もあるので、これらのネットワークを活用して、放映していただきたいという要望がありました。

また、糸魚川市には、いろいろ物語があると思う。古事記サミットとか、その物語性をどうこのジオパーク戦略プランに載せてあるかという何もない。本当の目玉、インパクトがあるような形で、話題性のあるものを活用できるような戦略プランになってほしかったが、それがないので、これから具体的なプランに結びつけていくのが、このプロジェクトだと思う。春夏秋冬、祭り等に結びつけて、全国から呼べるようなイベントを実施していただきたいという指摘には、オンリーワンのアピールもしたいし、ナンバーワンのおもてなしもしたいと掲げているので、ご指摘のような機会は、これから糸魚川に大勢の人が来ていただく上で不可欠だと考えており、十分に心して事を進めたいとの答弁がなされました。

ガイドの養成に関しては、どれくらいできていて、その中で外国人対応はどうかという質問に、

系魚川ジオパーク観光ガイドの会に新たに2名加わって、38名体制である。内容的には、個々のレベル差もあるので、引き続き、スキルアップ研修を続けていきたい。

外国人対応については、国際人材サポート協会とタイアップするような形で進めさせていただく。協会にはそれぞれの国の方がいるので、広く対応していきたい。パンフレットは4カ国語に対応しているとの答弁がなされました。

プロジェクトの取り組みについては、プロジェクト1・2・3とあり、平成26年度の開業に向けてと言うが、具体的な内容というのは絞られているととらえていいのかという質問があり、戦略であるので、いつまでに、だれに対して、何をするかを整理する目的でやっている。紹介できる段階までは進んでいないが、素案の段階では、27年度の新幹線の開業、その次のお客さんが新幹線に乗って来ていただくという時期をとらえて、どの時期に、どんな取り組みをするかということを含め、検討しているという答弁がなされ、メンバーについては、交流観光課の取り組み事業、ジオパーク推進室の取り組み事業、都市整備課の取り組み事業がベースになる部分が多いので、各課からメンバーに入ってもらって、そのほかに教育委員会や市民部の関係する課からもメンバーとして入ってもらい、検討整理を進めているとの答弁がなされました。

さらに、これはあくまでも全庁横断的な取り組みだということだが、実際に実働するときには、職員より市民の意見のほうが、的を射たものになるということも考えられるが、その辺はどのように考えているかとの指摘があり、まず、庁内で検討して、実施の段階で、それぞれのジオパーク協議会や観光協会、さまざまな団体、市民の皆さんからご協力をいただく機会は、必ず必要になるとの考えが述べられました。

総括的な意見としては、何から何までジオパークというのはすばらしいことであるが、まとめる側とすれば大変なことだと思うので、選択と集中がジオパークにも求められると思う。

また、新幹線開業を見据えた戦略というなら、駅関係を含め関連する物事は、具体的に検討すべきではないかとの意見があり、これに対しては、額的にはかなりの額になっており、選択と集中で効果のあるものを打ち出さないといけないと思っている。プロジェクトということで動かそうとしているので、新幹線関係ではご指摘の点をしっかり踏まえて、きちんと効果が出せるような形で検討を進めたいとの答弁がなされました。

内容が多岐にわたっていることから長時間にわたり、さまざまな質疑、意見、要望がありましたが、今回の報告では、要約して報告をさせていただきました。

続きまして、2月17日は、ガス水道事業についてということで能生浄水場濁水事故の対応についてと、観光振興についてということでシャルマン火打スキー場について所管事項調査を行っております。

まず、能生浄水場濁水事故の対応についてであります。本件につきましては、昨年、12月定例会中の所管事項調査において説明不足の点がありまして、再度、調査をいたしたものであります。

濁水事故の対応については、再発防止策として、水質監視体制の強化を図るための濁水計などの機器の整備をし、さらに警報発生時に速やかに対処するために、待機体制の人員体制の整備をしたこと。また、ろ過池の清掃、水源整備を行い、維持管理を強化する方針が示されました。

能生浄水場の給水区域のシステムの説明、今後、さらに予定されている上水道の管網広域化に関する見通しについても説明がありました。

説明後、質疑に入り、委員からは、広域化すれば、現在の能生川の取水口からの取水は必要ないということかとの質問があり、必要がなくなるという答弁がなされ、さらに前回の委員会で取水口の断面がどうか、濁水計がどうかという話をしてきたが、極力を費用を抑えながら、きれいな水を供給できるようであれば、説明を受けたとおりの形でもいいのではないかという意見がありました。

人員体制の整備のところで、協力員をお願いして、協力員が駆けつける時間は10分以内くらいと想定されているが、この10分というのは、濁水が入ってから問題のない時間なのか。協力員は6名と言うが、祝日や休日等もあるが、現実に配置されるような形で依頼をされているのかという質問があり、これに対して、まず、着水井に到着してから、ろ過池に入るまでの時間があり、これに大体10分程度はかかるので、その間にとめれば、ろ過池へ入るぐらいでとめることができる。駆けつける時間は5分から10分と想定しているが、ごく直近の方方で、なおかつ過去に経験のある方ということで、10分は多目に見ており、大丈夫だと思っっているとの答弁がなされました。

総括的な意見としては、水は人間が生きるために不可欠なもので、これの安定供給は行政の役目であるので、こうした事件が起きたことを教訓にして、きれいで安心して飲める水の安定供給ということ、さらなる検討を重ねていただきたいとの意見がありました。

また、広域化に当たって整備が必要となるシステムの構築に関して、さまざまな角度からの質問があり、今後、水道計画をきちんと整備をしてほしいという意見、要望もありました。

委員会としては、広域管網の整備に関する現況と将来展望については、今後の所管事項調査で取り上げていくことといたしました。

そのほかにも活発な質疑、意見はありましたが、特段報告する事項はありません。

次に、観光振興についてということで、シャルマン火打スキー場についてであります。まず、2月12日、日曜日に発生した3件、4人が遭難する事故についての詳細な説明を受けました。その後、委員より質問があり、ことしの遭難は数が多いが、毎年、かなりの数の遭難がある。遭難防止の抜本的な解決方法というのは、何か考えがあるのかという質問があり、これに対してシャルマン火打スキー場の特徴がパウダーという部分があり、スキー場としてはエリア外に出るなということ、を十分徹底しているが、出やすいところもあり、そこに対してはロープを張ったり、ポールでクロスするとか、「救助費用がかかります」という看板や、「ここから先へ出ると、戻ってこられません」という看板を立てているが、もう少しふやしたいという方向でスキー場のほうと調整をさせてもらっている。また、スキー場センターハウスからの注意喚起のアナウンスを、頻度をふやす対応をさせてもらっているとの答弁がなされました。

これからの対応に関して、捜索は完全に打ち切りなのか、捜索・救助費用について、看板には救助費用が明確に書いてあるが、今回は費用請求という事実はあるのかとの質問があり、今後の捜索については、2次災害・3次災害の心配があり、現場には入らないが、警察と消防が日常の巡回の中で能生川を巡回するということと、スキー場まで足を運ぶということになっている。捜索の費用請求は、会社としては費用の請求を行いたいという予定で、かかった経費については算定をしている。まだ見つからない方に対する対応をどうするかという部分はあるが、救助された方については、算定のもとで請求をしていきたいという方向で、事務作業を進めているとの答弁がありました。

続いて、シャルマン火打スキー場の運営について、1月31日現在の入り込み状況、火打山麓振興株式会社の経営状況、健全経営に向けた取り組みについて説明を受けました。

その中で、前期の第14期決算において1,500万円ほどの欠損金が出て、資本金の取り崩しを行ったこと、社長の交代人事ができずに今に至ったこと。さらに社長報酬として予算化した300万円に関して、今期の豪雪で修繕費がかさんでおり、その対応に流用させてほしいとの説明がありました。

その後、質疑に入り、委員より、社長人事が不調となって、その人件費を修繕に使いたいと言うが、それは問題であるとの指摘があり、それに対してスキー場には圧雪車、除雪車などの重機が配備されており、その重機類に今冬の豪雪の関係で修繕が発生しており、300万円のお金について流用をお願いできないかという答弁がなされました。

さらに今回、市長が社長交代をできない状況、理由というものを、もう少し委員に詳しく説明をしていただきたい。できれば取締役会でのやりとり等についても、詳しく説明をいただきたい。さらに人件費300万円の流用という発想が理解できないので、もう一度確認のため説明をいただきたい。それを踏まえて、今後、市長が社長を継続するのか、それともタイムリミットを決めて何かしら対応をとっていくのか、今後どのように考えていくのか、この委員会で明確にしていきたいとの質問があり、これに対して米田市長より、設立時の営業目的である地域振興という形の中で、行政が主導しながら民間の皆様方の協力を得ながらつくった会社であり、責任を持って行政が進めていくという形でリーダーシップをとってきた。今ここへきて、急にそれを変えろと言われても困るということが一番強く言われていると思う。

とはいえ、それからある程度の年月を経ており、現在の考え方を説明させていただいているが、その辺がまだなかなか理解をしていただけない。さらに協議を進めていかなければいけないと考えている。社長については、何としてもかわっていただきたいということは変わらない。300万円の流用の件に関しては、豪雪であり、そういった資金が大きく出てきたということでのお願いであるとの答弁がなされました。

その後も人件費の取り扱いに関して質問、意見が出て、市長より、流用の件については、今後、費用の不足が起きたときには、そのときに対応させていただくこととし、取り下げをさせていただきたいとの発言がありました。また、社長人事に関して、今後の役員人事にかかわる問題で継続して努力をするという形で進めるならば、今年度、盛ってある300万円の人件費相当分については、どのように対処していく考えなのかとの質問には、使われなかった部分については一たん返す形で、新年度については、また新たな額を提示させていただきたいとの答弁がなされました。

経営問題に関しては、株主資本等変動計算書を見ると、今のままの状況だと、あと3年もたてば資本金は取り崩してなくなる。売り上げが上がらなかつたら、どこを削って、どういうふうにも利益を上げていくのかとの質問があり、これに対して、経営努力をしないと実際の資金が回らなくなり、3年の猶予もなく行き詰まってしまうと思うので、会社側も十分承知しているが、そこを踏まえた中で経営努力をするよう指示をしているとの答弁がなされました。

そのほかにも活発な質疑、意見はありましたが、省略をさせていただきます。

委員会といたしましては多くの課題を抱え、厳しい経営環境にあるシャルマン火打スキー場ではありますが、これから作成するという施設整備計画、財政計画など、健全経営に向けた取り組みに期待するところであります。

以上で、建設産業常任委員会の委員長報告を終わります。

議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本件につきましては、委員長報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することと決しました。

議長（古畑浩一君）

暫時休憩をいたします。

再開を11時10分といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 開議

+

議長（古畑浩一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

引き続き、所管事項調査を行います。

次に、高澤 公市民厚生常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

高澤委員長。〔19番 高澤 公君登壇〕

19番（高澤 公君）

おはようございます

市民厚生常任委員会調査報告を行います。

市民厚生常任委員会では、閉会中の去る1月25日と1月30日に所管事項調査を行っていますので、その経過と結果についてご報告いたします。

1月25日には、さきの12月定例会委員会で可決され、本会議において可決されました議案第125号、入湯税条例の一部改正の経緯についてであります。

本案件は、12月本会議において可決されましたが、委員会集約つきの可決であり、その集約事項は、1番、糸魚川市入湯税条例の中で、対象年齢を変更して運用してきたが、その変更の周知方法や市民への影響の有無。2番目として、長期間にわたる変更運用は条例違反に当たり、その再発防止対策、また、行政責任の所在であります。これらの問題についての再調査であります。

調査では、行政から集約事項の説明を受け、その後、質疑に入りましたが、説明では、周知方法は老人いこいの家事業対象者の3事業所、各地区公民館長、市の「広報おしらせばん」で周知しましたとのことであります。60歳から65歳までの市民への影響については、利用実数はつかみ切れないが、22年度の実績は30名ほどで、その数と大差はないと考えているとの説明であります。

今後の再発防止対策では、事業の管理表、変更時のチェック表などを制作し、事業の実施、または変更時に手続などの漏れがないか点検し、必要な手続の完了後に事業を実施するとのことであります。長年にわたった条例の変更運用は、市民や関係方面にご迷惑をおかけしてしまい、深くおわびいたします。また、責任の所在については、3月定例会で明らかにするとの説明でございました。

調査を進める質疑、応答の中で、本問題を含め今後の施策に影響する問題もあらわれてまいりました。

1つは、事業を施行する福祉事務所と本条例を管轄する市民課の連携がとれていないこと。また、監査委員からの意見が上部に伝わらないことなど、何のための部制なのか。行政体制がうまく機能していない疑いがある。加えて、上部に伝えなくてもよいという職員の意識の問題。毎年、職員研修を行っているが、その効果が疑われること。

説明の中では、老人会の有効性を認め、なお、その効果を高めるようにしたいなど、施策の有効性、必要性が強調されているが、そうであるならば、老人いこいの家制度を創設した当時と現在では、環境も大きく変わっていることもあり、入湯税の減免を老人会の活動補助制度に変更するとか、高齢者の健康にも配慮した市民部全体の事業に発展させるなど、企画立案の視野を広げた施策が必要なのではないかななどの問題が、新たにあらわれてまいりました。

委員長とすれば、委員の皆さんが真剣に討議をして導き出したこれら課題点を、今後の行政に生かしていただきたいと願うものであります。

次に、ごみ有料化についてであります。説明を受けた後、委員の意見は、ごみ処理は行政の大きな仕事であり、基本的には徴収する市税の中で行うものであるという意見であります。

一般的に、ごみ有料化を実施すると、ごみの総量で2割の削減があるとの説明でありましたが、有料化に進む前に今まで行ってきたごみ減量化施策の見直しや、一層の推進を図るべきである。そのような観点から見ると、行政の研究や努力が不十分だと、十分だったとは言えないなど、このほかにもさまざまな意見が出ました。

委員会とすれば、ごみの有料化問題は今回初めて調査項目に挙がってきたもので、1月25日に説明があり、それを2月中に住民説明会を開始し、6月定例会に条例制定案を提出するなどの進め方は、審査、調査をする時間的余裕もなく、委員会軽視、議会軽視につながることで、承服しかねるという意見でございます。行政では地区への説明に出る際には、この委員会で出た意見をはっきり伝えながら説明に入るとの答弁でございました。

1月30日の所管事項調査では、1つ目、第5期介護保険事業計画(案)について、2つ目、糸魚川市ささえあいプラン(第3期障害者計画・障害者福祉計画)(案)について、3番目、第2期糸魚川市地域福祉計画(案)についてを調査いたしました。

第5期介護保険事業計画(案)の調査では、介護保険事業だけではなく介護保険事業に関するほかの事業、例えば健康増進課で進める健康づくりの各種事業や、最近、とみに広がっている家庭菜

園、趣味の農業など、高齢者が健康で体を動かす、健康で働ける場をいかにして確保するか。介護保険事業を取り巻く環境を、どのように有利な形で構築するかという、広範囲にわたる調査が行われました。

介護保険事業そのものに関しても、委員から、介護事業従事者の問題、医療機関と連携した事業推進、市で行っている各種事業、例えばおでかけパス、おでかけタクシーなど各種事業との連携と補助金の見直し、公民館や老人クラブなど市内各機関との連携、施設入所待機者への対応・対策、家族介護の問題などなど、このほかにも多くの質問、意見が出されましたが、これらは福祉事務所だけで解決できる問題ではなく、市民部全課にリンクする問題です。また、市民部だけにとどまらず、市政全体で取り組まなければ解決できない問題でもあります。委員の意見は、諸問題を解決、推進するには、庁舎全体の連携を強めよ、このことに尽きると思います。

今回の改正の大きなところは、保険料設定を6段階から8段階に変更し、低所得者や年金生活者の負担を軽くする、あるいは負担増にならないようにすることです。さきに述べた諸問題を含め、市からは、社会保障全般で介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療費を含めると、全体で120億円を上回る大変大きな事業になるわけで、介護保険制度の基本理念を踏まえ、後期総合計画の中でしっかりと進めていくという答弁がございました。

委員会とすれば、第5期計画(案)には不満な点もありますが、一朝一夕に解決できる問題でもなく、また、第5期計画を始動させなければ、介護が必要とされている人たちへのサービスが滞ってしまうこともあり、今後、早いうちに6期へ向けての調査を開始する意向を伝え、終結した次第であります。

2番目、糸魚川市ささえあいプラン(第3期障害者計画・障害者福祉計画)(案)では、委員から、糸魚川市における施設の整備状況と定員などの問題はどうかとの質問に、施設整備はよいほうだと思いますが、施設入所、グループホームは満員の状況であります。通所については、これも満員であります。障害者自立支援法の中では、定員100%を若干超えてもよいことになっていますので、対応は可能と思っていますとの答弁がありました。

就労支援、雇用促進、定着支援はどのような状況かとの質問に、障害をお持ちの方が健常者の中で就労していくのは大変なことだと思います。県の事業で障害者就業・生活支援センターさくらがあり、雇用や就労後のバックアップしています。しかし、そのような機関に頼るだけではなく、市内各施設運営者と連携をとりながら進めたいと思います。また、各種支援制度の見直しや充実を図り、障害者の方たちを取り巻く環境整備が大事なことと思っています。少しずつでも前進できるよう、努力しますとの答弁がございました。

ほかに活発な意見が出ておりますが、特段報告することはございません。

3番目の第2期糸魚川市地域福祉計画では、委員から、プランの中ではDVや母子家庭のことなど、いろいろ細部にわたって書いてあります。しかし、基本となるのは、各福祉計画の上に男女共同参画プランがあり、その上に総合計画があるわけです。基本理念を間違わないようにしなければならない。

また、各種福祉計画を実行して、安心・安全なまちづくりをするのが目的と思うがどうかとの質問に、この福祉計画は行政ではできないもの、やりにくいものを、地域全体で支え合いながら施策を進めようというもので、全体に網羅したものを福祉計画の中にあらわしたものです。男女共同参

画を軽視したものではございません。総合計画を推進する中で、当然、含まれていると考えていますとのことであります。

市民の安心・安全は重要なことで、元気なまちづくりにもつながることで、これらに向かって進んでまいりつもりです。いろいろなことをまとめたのが、この計画だということで、ご理解をいただきたいという答弁がございました。

ほかにも意見が出ておりますが、特段報告することはございません。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、委員長報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することと決しました。

+

+

#### 日程第5．新幹線・港湾等交通網対策について

議長（古畑浩一君）

次に、日程第5、新幹線・港湾等交通網対策についてを議題といたします。

新幹線・港湾等交通網対策特別委員会に付託中の本件について、同委員長より中間報告を行いたい旨の申し出がありますので、これを許します。

樋口英一新幹線・港湾等交通網対策特別委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

樋口委員長。〔20番 樋口英一君登壇〕

20番（樋口英一君）

おはようございます。

新幹線・港湾等交通網対策特別委員会での動きについて中間報告をさせていただきます。

昨年9月定例会で中間報告をした以降、12月26日、1月26日、2月15日と3回の委員会を開催し、1月16日には市外調査を行っております。

12月26日と1月26日の委員会では、北陸新幹線系魚川駅の駅舎について調査を行っております。平面図、イメージパースが提示され、委員から質疑がなされていまして。

2月15日の委員会でも、すべての付議事件について調査を行っておりますが、今回は並行在来

線に関する動きに的を絞って報告させていただきます。

1月16日の市外調査では、JR新津駅等でディーゼル車両の視察を行ったものであり、往復の列車では快速「くびき野」、特急「北越」に乗車し、その乗車状況を確認してきたところであります。

新津駅から先の羽越本線では、ディーゼル車両が日常的に運行されており、特に、村上から先の区間では、ほとんどがディーゼル車両による運行であるとのことでありました。旧型、準新型、新型と幾つもの種類の車両が運行しており、新津駅では、それを見比べることができました。キハE120系という最新型のものに乗車してきたわけですが、新しいということももちろんであります。社内の騒音、振動、排気ガス等については、非常に改善されているという印象を受けました。

また、あわせてディーゼル車両にした場合のトンネル内での排気ガスについても説明を受けました。一酸化炭素の排気についてはシミュレーションした中では、特に問題がないということではありますが、これについては新潟県並行在来線株式会社でさらに詳しく調査をして、後日、説明をしたいということでありました。

集約では、委員からいろいろな方向性を探りながら進めなければならないという意見、安全性の問題についても感覚的な話ではなく、科学的な根拠に基づいて判断しなければならないし、経営計画の数字が定まらなると、詳細な検討ができないという意見等が出されております。

この市外調査と関連する並行在来線の問題については、昨年から新潟県並行在来線株式会社が、運行の課題と方向性を示し、市民説明会が行われているところでありますが、当初、昨年11月の取締役会でこの方針を決定する予定であったものが、先送りになっている状況であります。

これについて当委員会では並行在来線の運営等に関する方針として、今後の活動の方針を、次の4点にまとめておりますので報告いたします。

1点目、糸魚川駅と県都新潟駅までを結ぶ優等列車の運行継続を求めること。具体的には、糸魚川発新潟行き特急「北越」の運行を求めていくこと。

2点目、普通列車の運行においては、最低限、現行の利便性を維持することとし、ダイヤの改善、運行本数の見直しや新駅の設置なども検討し、利便性の向上を図ることを求める。また、現行からの運賃上昇をできるだけ抑え、利用者に過度な負担とならないようにすることはもちろんであるが、それによってのみ列車の運行形態が決定されるものでなく、十分な安全性を確保した運行形態が導入されるよう求めていくこと。

3点目、沿線市町村の財政負担は、自治体の財政力を十分に勘案し、過剰にならないようにするよう求めていくこと。

4点目、富山方面から糸魚川駅までの快速列車の運行を求めること。また、そのための隣県との協議を十分に行うことを求めていくこと。

これら4点に基づいて、今後、新潟県、新潟県並行在来線株式会社への要望活動や、富山県を含めた沿線市町村との連携を図っていきたいものであります。

さきの市外調査で、ディーゼル車での運行に対するある程度の安全性に関する資料も提示していただきましたが、運行方式の判断に当たっては、今後、安全性についての詳細な資料とともに、ディーゼル車にした場合と現行の複線電化を維持した場合での経営収支のシミュレーションが必要であるという認識を持っております。つきましては、近く新潟県と新潟県並行在来線株式会社に、こ

の4項目の並行在来線等に関する方針を伝えるとともに、ディーゼル運行の場合の安全性に関する資料提示と、ディーゼル車運行の場合と電車運行の場合の経営収支のシミュレーションを、早期に提示していただくことを求めていると思っております。

なお、新潟県と国で、780億円の支援の合意がされたという報道もありますが、今後、その詳細について把握し、並行在来線の運営の方向について新潟県及び新潟県並行在来線株式会社がどういう形にもっていくのか、引き続き調査をしてまいりたいと思っております。

以上で、報告を終わります。

議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本件につきましては、委員長報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり了承することと決しました。

+

+

#### 日程第6．一般廃棄物最終処分場等調査対策について

議長（古畑浩一君）

次に、日程第6、一般廃棄物最終処分場等調査対策についてを議題といたします。

一般廃棄物最終処分場等調査対策特別委員会に付託中の本件につきまして、同委員長より中間報告を行いたい旨の申し出がありますので、これを許します。

五十嵐健一郎一般廃棄物最終処分場等調査対策特別委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

五十嵐委員長。〔17番 五十嵐健一郎君登壇〕

17番（五十嵐健一郎君）

おはようございます。

それでは、これより一般廃棄物最終処分場等調査対策特別委員会の第6回から市外調査を含めた第9回までの中間報告をさせていただきます。

まず、11月4日の第6回と11月30日の大野区民説明会への同席、及び1月20日の第8回の一般廃棄物最終処分場の適正化につきまして報告します。

これまでの詳細調査や適正化業務等の委託を行い、今後の整備方針について市としての基本構想をまとめ、11月30日に大野地区民を対象とした説明会を開催し、現埋立地の適正化事業と、最

終処分場内での新たな処分場の整備事業について、地元大野区からご承諾をいただきました。英断を下されました皆様に対し、心より御礼申し上げます。

まず、現埋立地の適正化事業では、財団法人日本環境衛生センターに設計委託し、集水ボーリング工を平成24年度当初から工事予定としており、浸出水調整槽設置工事は、平成24年秋の工事予定とのことであります。

また、保有水排除設備については、平成25年度の工事予定であります。既存の水処理施設の増設は、新たな水処理施設との関連もあり、最終処分場整備事業と同時といたしております。新たな処分場の整備は、循環型社会形成推進地域計画の策定や、測量等具体的に事業を進めてまいります。

それに大野区からの要望6項目については、市とすれば100%取り組むということは、さまざまな財政的なこともあるため、十分協議しながら前向きに検討していきますとの答弁をいただいております。また、第6回の和解書案では、異議なく了解をいただきました。

1月20日の第8回と2月21日の第9回では、日立との合意書、覚書、契約書及び仕様書について、第8回での中間案について委員から指摘した事項を日立と調整し、忠実に盛り込まれていたため、慎重に審査した結果、了としました。

なお今後、何かあったときの想定問答集や、炭化物の商品化にもならず、ギブアップした部分などを記録に残していただきたいとの要望もありました。

次に、当特別委員会では第7回として、去る11月16日から17日までの2日間、市外調査を行っておりますので、その経過についてご報告いたします。

視察先は、福井県小浜市のクロードシステム最終処分場と、奈良県橿原市の中間処理施設の2カ所であります。

視察先における主な調査内容は、施設の特徴や概要、施設建設までの経過と地元との協定内容、施設運営方法や運営コストについての3項目であります。

まず、小浜市のクロードシステム最終処分場についてです。

特徴は、埋立施設からの浸出水は完全無放流タイプであり、かつ最終処分場と汚水処理施設とリサイクルセンターが同一施設にあり、3施設一体管理していることです。

クロードシステム最終処分場の概要は、埋立容積は縦25メートル、横88メートル、深さ10メートルの大きさを2棟設置し、屋根と壁で覆うことにより雨などの天候に左右されない構造になっております。

リサイクルセンターの処理能力は、1日5時間稼働で破碎処理は15トン、分別処理を加えると全体で1日24トンの処理を行っております。

施設設置までの経過については、平成10年に設置地区の選定を始めたが、5地区と交渉が決裂し、6年の歳月をかけ6カ所目の当区で、ようやく同意を得たとのことです。なお、地元協定を平成16年度に結び、17年、18年度、用地買収、18、19年、工事、平成20年度より供用開始しております。

また、70世帯ある地元地区との協定内容は、平成16年から19年までの4年間は年75万円の協力金、平成20年から34年までの15年間は、年100万円の協力金を支払うこととし、それ以降については再協議とのことです。

また、このほかの具体的な地元対応として、下水道整備の補助や林道整備と地域の草刈り、地元

集会施設 1カ所の改修を行ったとのこと。施設の運営状況や施設周辺環境についても年 2 回、地元報告会を行っております

施設運営と経費は、3施設の管理運営を一本化し、ダンプや重機の部品メーカーである地元業者に委託し、シルバー人材センターも活用しながら市職員 2 名、委託職員 7 名、分別作業員はシルバー人材センターより 4 名採用し、3 班体制で運営し、運営委託料は年間 1 億円とのこと。

施設設計と建設費は 22 億 9,500 万円、設計会社は千葉県の環境フレックスで、クローズドシステムに実績があることを評価し、決定したとのこと。

また、ごみ分別については 10 種類に分け、市民は市指定の半透明のごみ袋を購入し、使用しております。しかし、袋代にごみ処理費を上乗せせず、あくまでも袋代のみを支払う形であり、いわゆるごみの有料化は行っておりませんでした。

また、最終処分場の使用期間は、当初 15 年で設定してたが、人口減少や分別の実施により、当初の 2 倍に当たる 30 年間の使用ができる見込みとのことでした。

小浜市から当市が学ぶべきことは、施設受け入れの地区同意を得ることが大変難しいということ。だからこそ施設受け入れ地区に対して誠意ある思い切った保障と、徹底した施設の安全管理を約束する必要があります。また、受け入れ地区が決定した際、その地区に対して施設建設時と供用開始後の協定内容を詳細に明文化し、長期にわたり協定が守られるよう仕組みをつくり、広く市民に周知しておくべきことを特別委員会の統一見解として行政に報告しておきます。

次に、檀原市のクリーンセンターかしはらについてであります。

クリーンセンターかしはらは中間処理施設で、その特徴は、ストーカ炉が約 900 度で焼却を行い、ダイオキシンの抑制をし、灰溶融炉でプラズマを当て 1,500 度の高温にすることで、金属とスラグを取り出し、金属は資源として売却、スラグはコンクリート材として活用しております。

焼却能力は 1 炉 85 トンで、3 炉あるので 24 時間稼働で最大 255 トンの処理ができます。また、施設内に発電所を持ち、焼却炉の冷却水が蒸気になることを利用して、最大 5,000 キロワットの発電が可能で、その電気は施設内で利用し、残りを売電しております。さらに、温かくなった冷却水を隣接している高齢者福祉施設と宿泊施設に給湯しております。

特に、発電施設については、経済産業省の認可を受けた正式な発電所のため、毎年の検査作業が大変で、1 年間、いつも、どこかの検査を受けているとのことでした。しかし、23 年度の東日本大震災後の電力不足により売電価格が高い水準になったため、結果的に、運営経費を助ける形になっているとのことでした。なお、興味深いことは、正式な発電所という位置づけのため、買う電気と売る電気のどちらも入札ができ、好条件で電気の売買を行っているとのことでした。

地元川西町対応では、施設の建てかえということで地元と協定を結び直し、地元協力金の年間 200 万円の支払と、集会施設の整備を行っております。施設の運営管理や施設周辺環境についても年 1 回、地元報告会を実施しているとのことでした。

檀原市は飛鳥文化発祥の地で、当施設の設置場所周辺には千塚古墳群があることから、地下 3 階、地上 4 階、煙突は 59 メートルの、景観に配慮した施設としております。また、施設周辺に民家が多いことから、臭気についてもエアカーテンで封鎖し、施設内で使用した水は一切外に出さないように系統別で水処理を行うなど、周辺への配慮も行っております。

日本環境センターに施設の設計を委託したが、その選定理由は、国の外郭団体で公平性がある

こと、旧焼却炉の性能検査と精密機器の検査依頼の経過があること、 檜原市のごみ処理基本計画の策定の際、ごみ内容の分析とごみ処理方法の依頼の経過があること。これら3点が理由とのことです。

焼却炉の形式決定では、ストーカ炉とガス化溶融炉で意見が2つに分かれたが、旧施設はストーカ炉であり、ガス化溶融炉は新しい方式のため、最終的には市長判断とし、実績のあるストーカ炉を選択したとのことです。

なお、建設業者は、株式会社タクマ、建設費は162億円とのことです。なお、国からの建設費補助金として、廃棄物処理補助金40億8,323万円、再生利用補助金700万円、発電補助金2,762万円、合計41億1,785万円の補助金とのことです。

施設の管理運営は、施設設計と建設を行った株式会社タクマに委託し、運営費は平成22年度は1億8,100万円で、平成23年は売電が好調なため1億7,400万円になっているそうです。

運転委託会社の役割は、焼却施設のメンテナンスと、ごみ回収車の運転で、それを運営費で賄い、大規模修繕のみを市が支出する形になっております。

施設職員は25名で、1班4人の4班構成で、焼却炉は3炉あり、休炉しているものを職員でメンテナンスを行い、市は外注せず、株式会社タクマ1社に任せ、整備技術を向上させる手法を採用しております。

ごみ処理コストは、1トン当たりの処理費は市職員の人件費込みとして2万3,400円でした。これは糸魚川市の平成21年度実績額3万6,559円に比べ、6割程度の経費となっております。コストの面でもメリットがあります。

なお、檜原市では平成15年より、ごみ袋の有料化を行い、ごみ袋は45リットル用45円、30リットル用30円、20リットル用20円とし、10枚セットで指定された販売店で購入できることになっております。その結果、導入前のごみの量と比較し、20%減量に成功しているとのことでした。

また、ごみの収集方法は軒下収集とし、ごみステーションを設けず、市直営で回収を行っております。なお、粗大ごみは月に1回集積所に置き、新聞や雑誌については委託業者が回収する方式とのことです。

檜原市から当市が学ぶべきことは、市内のごみ内容の分析と、少子高齢化の人口推移、ごみ分別の負担など総合的に判断していることであります。また、ごみをエネルギーにかえる発想を具体化させたことといえます。檜原市は、建設費が非常に高いというコスト面でのデメリットを選択しながら、発電所を持つことで電力の売買入札を行うというメリットを得ていることから、今後のエネルギー事情を見据えた先進的施設といえます。施設の運転管理についても、株式会社タクマ1社に託す形で、職員の技術と責任感の向上を図っており、運転管理委託費に上限を設けていることは参考にすべき点です。

今回の2カ所の視察を終えて、当市は日立の炭化炉施設から、さまざまなことを学んできておりますが、これまで以上に広い視野を持ち、当市の立地条件をよく検討した上で、市民ニーズに合う、安全かつ経済性の高い処理方法による施設建設を、委員会の総意として強く要望するものであります。

以上で、市外調査についての報告は終わりにします。

最後に、2月20日に開催されました、市が専門家等に意見を聞く会である、ごみ処理あり方検討委員会に、この市外調査での情報を大いに参考にさせていただくため、報告をまとめたものを文書で提出しました。今後、あり方検討委員会では、4月中に先進地視察を行い、5月に第4回検討委員会で、適正な処理システムの方向づけなどの総合的な検討から、中間報告が出た場合に特別委員会等にお諮りしたいとの考えであります。これら市の意向を受けて、次回、この特別委員会において総合的に考えた上で、それぞれ市と、大野区と、あり方検討委員会とキャッチボールしながら、今後、計画的に調査を進めてまいりたいと存じます。

以上で、中間報告とさせていただきます。

議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本件につきましては、委員長報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり了承することと決しました。

暫時休憩をいたします。

再開を13時といたします。

午前11時52分 休憩

午後 1時00分 開議

議長（古畑浩一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第7．議案第4号から同第16号まで

議長（古畑浩一君）

日程第7、議案第4号から同第16号までを一括議題といたします。

提案理由の説明とあわせ、平成24年度施政方針について市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第4号から16号までの平成24年度各会計予算を提案するにあたり、新年度の市政運営に関して私の所信の一端と、平成24年度予算及びその主要施策の概要について申し上げます。

それでは初めに、国、県の動向について申し上げます。

今通常国会の開会にあたり、野田内閣総理大臣は、「大震災からの復旧・復興」「原発事故との戦い」「日本経済の再生」の3つを優先課題として、日本再生元年となるべく、決められない政治からの脱却を目指すことを表明いたしております。

一般会計予算案は総額9兆3,000億円で、対前年比2.2%の減ですが、特別会計に計上となった震災復興費と基礎年金の国の負担を加えますと、実質、過去最大の9兆6兆7,000億円となっております。

歳入では、国税収入は3.5%の増の4兆2兆3,000億円となるものの、国債発行額は4兆4兆2,000億円となり、当初予算としては、3年連続で税収より借金が多い危機的な予算編成となっております。

歳出では、公共事業は一般会計ベースで8.1%の減といたしておりますが、特別会計の震災復興分を含めると6.6%の増となっております。

また、国の予算を受けて、平成24年度の地方財政計画は8兆1兆8,647億円、対前年比0.8%の減といたしておりますが、東日本大震災分を加えますと2.1%の増となっております。

歳入では、地方税は0.8%の微増、地方債については2.7%の減といたしておりますが、一方で、子ども手当の制度改正などで国庫補助が削減されております。

歳出では、給与関係経費を1.4%減、地方単独の投資的経費を3.6%減といたしております。

地方交付税については1兆7兆5,000億円で0.5%の増、臨時財政対策債は0.4%の減となっておりますが、実質的な地方交付税総額は5兆5兆1億円、0.2%の微増となり、引き続き地方に配慮した計画となっております。

続いて、2月15日に発表された県の一般会計予算の総額は1兆3兆4兆2兆5億円で、対前年比9.8%の増加となっておりますが、中越沖地震復興基金償還分1,200億円を除きますと、ほぼ前年同額であります。

歳入では、県税収入を3.8%の増とする一方、実質的な地方交付税については、1.1%の減といたしております。

歳出では、経済雇用対策等に努め、新成長プロジェクト等により地域経済の活性化、災害からの復旧・復興と原子力災害への対応を着実に推進するといたしております。

このような国、県の予算措置状況を受け、市としましての平成24年度の市政運営の基本的な考え方、予算案の編成方針、並びに施策の概要について申し上げます。

新年度は、合併8年目となり、これまで取り組んできた施策のスパートの年として、「子ども」「産業」「交流」「地域復興」及び「環境」に加え、「安全安心」をキーワードとし、本年度策定しました総合計画後期基本計画をベースに予算編成をいたしたところであります。

新年度における重点施策といたしましては、次の3点を重点的に取り組む考えであります。

1つ目は、「安全安心、元気なまちづくり」、2つ目は、「心豊かな人を育むまちづくり」、3つ目は、「新幹線開業に向けたまちづくり」であります。

1つ目の「安全安心、元気なまちづくり」では、災害から市民の命を守ることを最優先として、3月11日、東日本大震災を踏まえた地域防災計画の見直しや、糸魚川総合病院の救急外来棟の整備により、さらなる救急医療の充実を図るとともに、地域医療対策や医師確保についても引き続き積極的に取り組みます。

少子高齢化が進んでいる本市では、今後も医療費や介護にかかる費用の増加が懸念されますことから、市民が元気で過ごせる環境整備が必要であり、本年度、完成した健康づくりセンターを核とした健康づくり事業を、さらに進めてまいります。

また、子どもたちが安心して学べるよう、そして災害時の避難所としての安全性の確保を図るため、学校をはじめとした公共施設の耐震化を進めてまいります。

廃棄物処理についても、廃棄物全体のあり方について検討を進めるとともに、最終処分場の適正化に向けた取り組みを進めてまいります。

2つ目の「心豊かな人を育むまちづくり」では、日本一の子どもづくりを目指し、子ども一貫教育方針に沿って、子どもの健康や子育て支援のための施策の拡充など、子育て環境の充実を図ってまいります。

また、新公民館体制への円滑な移行に向けた取り組みを進めるとともに、地域づくりビジョンで定めた、それぞれの地区の将来像に向かって、具体的な取り組みを定める地域づくりプランの策定を推進し、住民主導の市民活動、元気な地域・集落づくりに一緒になって行政も積極的に支援してまいります。

3つ目の「新幹線開業に向けたまちづくり」では、27年春の新幹線開業は、ジオパークを核とした交流人口拡大に向け、糸魚川を国内外に売り出す最大のチャンスであります。

糸魚川駅自由通路や駅周辺などのハード整備、ジオパーク戦略プランなどの交流人口拡大の施策を充実し、あわせて農商工の連携を進め、地場産業の支援、地元企業の成長支援、企業誘致を推進し、若者定住につなげてまいります。これらを踏まえ、新年度の一般会計予算額は297億1,000万円で、前年度に比べ11億円、3.8%の増であります。

国民健康保険事業をはじめとする特別会計では、総額162億9,230万円で、1.2%の増、企業会計は25億5,970万円、5.7%の減とし、全会計の予算総額は485億6,200万円で、対前年比11億3,740万円、2.4%の増としたところであります。

次に、予算の主要施策の概要について、「平成24年度当初予算参考資料」の42ページ以降の総合計画実施計画事業の予算概要に従い、ご説明いたします。

第1章「すこやか やすらぎ 支え合いのまちづくり」について申し上げます。

「子どものすこやかな成長支援」では、子育ての経済的支援として、保育料の軽減を継続するとともに、子ども医療費助成対象年齢の拡大を図ります。

また、少子化に歯どめをかけるため、不妊治療費助成の助成範囲及び助成回数の拡大を図ります。さらに、子どもの発達のおくれなどを早期に発見し、支援に結びつける、はったつ応援事業に取り組むとともに、ファミリーサポートセンターを設置し、子どもを預けたい人と預かってよい人を

会員として登録し、仕事と子育て等が両立できる環境整備を図ります。

「高齢者への支援」では、本年度策定する第5期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の着実な実行に努め、高齢者のだれもが住みなれた地域で、安心して暮らすことができるよう、在宅サービスの充実に努めてまいります。

また、高齢者の社会参加を促進するため、老人クラブやシルバー人材センターへの助成を行うとともに、気軽に外出できる環境整備に向けて、高齢者おでかけ支援事業を継続してまいります。

「地域で支え合う福祉の推進」では、今冬の豪雪災害において、ボランティアの必要性が改めて重要視されていることもあり、ボランティア活動支援や社会福祉協議会運営費助成を継続してまいります。

また、障害があっても住みなれた地域で安心して生活ができるよう、施設及び在宅サービスの充実に努めるとともに、自立した生活が送れる環境整備に向けて、就労支援事業及び共同生活支援事業を継続してまいります。

「健康づくりの推進」では、一般健康診査や特定健康診査の受診率の向上を図り、早期発見・早期治療に努めるとともに、健康づくりセンターを核として、各地域の公民館等で行う健康体教室などとの連携を図り、病気になりにくい体づくりを推進してまいります。

また、自殺者対策として、県と連携をとりながら心の病気の予防と、きめ細やかな相談体制づくりに努めてまいります。

「地域医療体制の充実」では、高齢化に伴い歯周疾患による生活習慣病の発症など、口腔の健康管理が重要となっており、歯科医師会と連携を図り、訪問診療体制の充実に努めてまいります。

また、医師及び医療技術者を確保するため、修学資金貸与事業を継続するとともに、特に看護師不足に対応するため修学資金の月額貸付額の引き上げや、看護師就職助成金交付事業を新規に取り組んでまいります。また、さらに、糸魚川総合病院救急外来棟整備に対する支援を行い、救急医療に携わる医師の確保と医療環境の向上に努めてまいります。

第2章「明日を担うひとづくり」について申し上げます。

「就学前教育・学校教育の充実」では、0歳から18歳までの子ども一貫教育方針に基づく基本計画を実践するため、カリキュラム作成や副読本を作成するとともに、学力向上に向け新規に漢字検定受験料の助成や、全国標準学力検査・知能検査の全校での取り組みを継続してまいります。

また、ふるさと糸魚川に愛着と誇りを持つ子どもを育成するため、保育士・幼稚園教諭、教師、保護者、地域住民が連携をし、地域の自然、文化、芸能等を学ぶ機会の提供に努めるとともに、糸魚川ジオパーク学習などのふるさと学習を進めてまいります。

保育及び教育環境の向上を図るため、保育施設では、能生地域の3園を統合した（仮称）能生谷保育園や上根知保育所の整備、学校施設では、磯部小学校、糸魚川小学校及び糸魚川東中学校の改築や、特別支援学校の整備を進めるとともに、多人数学級や特別支援学級などの教育補助員の適正な配置に努めてまいります。

また、平成25年度までに耐震改修工事は完了する予定ではありますが、その後も大規模な修繕工事が予想されますことから、小中学校長寿命化計画を策定し、経費の平準化と減額に努めてまいります。

「生涯学習の充実」では、生涯学習推進計画の基本目標である、「ふるさとを愛し、ともに学び、

ともに輝く人とまち」を目指し、各年代の市民ニーズをとらえた各種講座や教室の開催に取り組んでまいります。

また、施設整備では、大野地区公民館、大沢地区公民館をはじめとする7館分の改築や耐震補強化工事、並びに磯部ふるさと会館、糸魚川地区公民館及び寺地地区公民館をはじめとする6館の実施設計等を進めてまいります。新たな公民館制度につきましては、今後も関係者との連携を図りながら進めてまいります。

「文化の振興」では、市民の皆様の主体的・自主的な活動を支援するため、文化協会や関係する文化団体などの活動支援を行うとともに、すぐれた芸術文化の鑑賞の機会の提供に努めてまいります。

施設整備では、市民会館のリニューアルに向けた実施設計を行うとともに、老朽化に伴い、改修が必要なフォッサマグナミュージアムの改修工事に取り組んでまいります。あわせて、フォッサマグナミュージアムと一体となった集客施設として、より魅力ある施設となるよう、長者ヶ原考古館の展示改修工事も進めてまいります。

「生涯スポーツの振興」では、スポーツ推進事業として、スポーツ大会や各種スポーツ教室の開催など、だれもが気軽に取り組める環境整備に努めてまいります。

体育施設では、老朽化している能生体育館の整備に向けて実施設計に取り組みます。また、青海総合グラウンド、美山球場、青海屋内水泳プールなどの改修にも取り組んでまいります。

第3章「便利で快適なまちづくり」について申し上げます。

「交通ネットワークの整備」では、地域高規格道路松本糸魚川連絡道路のルート帯の決定、整備区間指定、国道8号糸魚川東バイパスの大和川・押上間の早期供用開始に向けた取り組みを進めてまいります。

また、北陸新幹線開業に向けて、中央大通り線や糸魚川駅南線などの幹線道路整備を進めるとともに、橋りょうや市道等の計画的な整備を進めてまいります。

さらに、平成24年度で糸魚川駅開設100周年、及び大糸線全線開通55周年となりますことから記念事業等を行うとともに、さらなる利用促進に努めてまいります。

路線バス運行では、運行助成とともに老朽化したバスの計画的な更新が必要なことから、バス購入費助成を実施してまいります。また、県都新潟市への高速バスは、本年度に引き続き、運行支援を行い、運行確保に努めてまいります。

「北陸新幹線開通に向けたまちづくり」では、平成27年の春、北陸新幹線開業に向け、開業準備協議会を設置し検討を進めるとともに、新幹線開業キャンペーン事業を進めてまいります。

また、糸魚川駅の南北を結ぶ自由通路及び新幹線駅舎1階部分を活用し、キハ52の展示や、観光案内、情報発信スペースの整備に着手してまいります。

「地域情報化の推進」では、携帯電話不感地域の解消に向けて、市野々、御前山地区で携帯電話用の移動通信用鉄塔を整備してまいります。

「住みよい住環境の整備」では、地震発生時の住宅倒壊などの被害を防止するため、これまでも耐震診断、耐震設計、耐震改修を支援してまいりましたが、耐震診断の個人負担を無料とし、さらに住宅の耐震化を促進してまいります。

公園整備では、経費の平準化と維持管理費の削減を図るため、公園施設長寿命化計画を平成

24年度及び平成25年度の2カ年で策定し、遊具も含めた公園施設の計画的な改修と更新を進めてまいります。

水道事業では、能生地域での安定供給を図るため、糸魚川地域から能生地域への送水管整備事業の継続と、能生谷にあります4つの市営簡易水道等の統合に向けた施設整備を進めてまいります。

また、地震時でも安定的な供給体制を確保するため、経年管の更新にあわせて耐震化を進めてまいります。

公共下水道では、接続率の向上に向けて市民周知を図るとともに、浦本地区での公共下水道の推進と、供用区域以外での合併処理浄化槽整備を推進してまいります。

ガス事業では、経年劣化したガス管の更新にあわせて耐震化を進めてまいります。

「国土の保全と整備」では、姫川運動広場の上流部での河川敷を広場として活用するため、国土交通省と連携した姫川かわまちづくり事業を昨年に引き続き実施してまいります。

また、海岸保全事業として、大和川漁港海岸の突堤、潜堤設置に向けた実施設計を行うとともに、全市的に侵食が進む当市の海岸等の整備について、引き続き、国、県に要請してまいります。

第4章「交流いきいき産業のまちづくり」について、申し上げます。

「働きやすい労働環境づくり」では、勤労者福祉の増進と労働環境の向上を図るため、勤労者団体への助成を行うとともに、子育て世代への労働環境の向上に向けて、育児休業や短時間勤務制度の導入を支援するワーク・ライフ・バランス推進事業を継続してまいります。

また、地元就職を促進するため、雇用促進協議会やハローワーク等と連携し、求人説明会や市内企業見学会などを実施するとともに、資金面からの支援として、就職資金貸し付け及び利子補給を継続してまいります。さらに、企業が求める人材確保を図るため、引き続き、資格試験の受験料や人材育成研修受講費を助成してまいります。

「活力ある商工業の振興」では、新規販路の開拓を促進するため、見本市等への出展経費の助成制度の一部拡充を図ってまいります。

また、農商工の6次産業化に向け産業間の連携を図り、地域が持つ資源や技術を有効に結びつけ、新たな商品、サービス等をつくり出すため、新たな試みとして、なりわいパートナー創出事業に取り組んでまいります。

さらに、自社ブランドの特許権等の出願料に対する助成制度を新規に設け、利益率の高い企業への転換を促進してまいります。

「魅力ある観光の振興」では、ジオパーク戦略プランに基づく事業に全庁的に取り組むとともに、誘客拡大事業として案内機能の強化や、市民も含めたおもてなしの心の醸成に向けた取り組みを、さらに進めてまいります。

また、糸魚川うまいもん会によるブラック焼きそばや南蛮エビをはじめとする、食を通じた市民力が盛り上がりを見せており、今後もその活動を支援してまいります。

北陸新幹線開業に向け、列車等の公共交通機関を利用した来訪者が、市内観光を楽しめる環境を整備するため、定期観光バス運行費助成や糸魚川街めぐりバス運行を実施してまいります。

「農林水産業の振興」では、将来にわたって安定した営農の継続や耕作放棄の防止を図るため、戸別所得補償制度や、農地集積事業による規模拡大や認定農業者、法人等の生産組織の育成を継続して推進してまいります。

また、中山間地域等直接支払制度や農地・水保全管理支払交付金を活用して、中山間地域の農業用施設等の管理など共同活動や向上活動へ助成をすることにより、中山間地域の農業生産活動を支援し、農地の保全と農地が持つ多面的機能の維持と確保を図ってまいります。

さらに、生産性の向上や農産物流通の効率化、農村地域の環境整備を図るため、広域農道や一般農道等の整備を進めるとともに、農地等補完保全整備事業や基盤整備促進事業により、農業生産基盤の整備を継続して取り組んでまいります。

また、鳥獣による農作物への被害拡大防止を図るため、鳥獣被害防止対策協議会による電気柵整備などへの支援を継続してまいります。

林業振興では、コスト低減や各ジオサイトへのアクセス道としての活用を図るため、基幹林道、作業道等の整備を推進してまいります。

健全な森林を育成するため計画的な造林、間伐等を促進するとともに、間伐材を使用した木質ペレット製造施設整備に対する助成を行ってまいります。

水産業振興では、「つくり・育て・管理する漁業」に向け、ヒラメやアワビ、アユ、イワナ、サケなどの資源放流事業への支援を継続してまいります。

第5章「環境にやさしい安全・安心のまちづくり」について申し上げます。

「環境の保全と資源循環型社会の形成」では、限られた資源の有効活用に向け、ごみ減量化対策やリサイクル事業などを継続して進めてまいります。

また、地元の皆様方の理解が得られましたことから、一般廃棄物及び産業廃棄物最終処分場の適正化に向けた工事に着手するとともに、新たな一般廃棄物最終処分場の整備に向けて、生活環境影響調査や地質調査、さらには基本設計に取り組んでまいります。

地球温暖化防止に向けて、市としての取り組み目標等に定める地球温暖化対策実行計画区域施策編を策定するとともに、東日本大震災後の電力供給体制の見直しも踏まえ、太陽光をはじめとする新エネルギーの活用に向け、太陽光発電設備などの設置助成の継続に加え、新たに新エネルギーセミナーを開催してまいります。

さらに、電気自動車の普及促進を図るため、道の駅マリンドリーム能生への急速充電器の設置や、啓発用電気自動車の導入を進めてまいります。

「安全・安心のまちづくり」では、現在、使用しているアナログ波を使用した防災行政無線が平成34年で使用ができなくなるため、デジタル化移行に向けて操作卓、及び一部中継局の改修を行い、今後、計画的にデジタル化を進めてまいります。

3.11東日本大震災を受け、災害時の備えの重要性が再認識されたことから、救護所への医薬品の配備や自主防災組織の育成に努めるとともに、消防車両や消防団積載車の計画的な更新、防火水槽などをはじめとする消防施設の整備を進めてまいります。

また、市内にこれまでなかった法律事務所が開設されることとなり、市民の利便性の向上に向け開設に対する支援を行ってまいります。

第6章「自立と協働のまちづくり」について申し上げます。

「自主的・主体的なまちづくり」では、広報紙、ケーブルテレビ、インターネット、携帯電話等を活用し、正確で迅速かつわかりやすい情報提供に努めるとともに、ジオパークの情報発信として、ご当地ナンバープレートを交付いたします。

また、市政への市民参加を促進するため、住民懇談会やご意見直通便、市民アンケート、パブリックコメント等により、積極的な広聴活動に努めてまいります。

本年度策定しました、いといがわ男女共同参画プランに基づく第2次行動計画の着実な取り組みを進めるとともに、地域活動の拠点や災害時の避難所としての機能を担う地区集会施設整備への助成制度の拡充を図ってまいります。

また、市民の自主的なまちづくりを進めるため、能生地域の上南地区において地域プロジェクトモデル事業に取り組むとともに、地域づくりビジョンに基づく地域づくりプランの策定を進め、活動支援のための助成制度を新たに設けてまいります。

さらに今冬の豪雪により、地域生き生き集落サポーター制度の拡充が求められており、全市的な取り組みとなるようサポーターの確保に努めてまいります。

「効率的な行財政運営の推進」では、コスト・スピード・成果を重視した行政経営を基本方針とした第2次行政改革大綱に基づく実施計画の取り組みを進めるとともに、事務事業の評価による事業の選択と集中を進めてまいります。

また、厳しい人員配置の中で、今以上の取り組みを進めるためには、職員一人一人の能力向上が必要であり、引き続き、職員研修の充実と職員の意識改革に努めてまいります。

現在、学校をはじめとする公共施設の耐震化や、駅周辺整備など大規模な公共事業を実施いたしておりますが、その一方で、市税や交付税等の一般財源の減少、合併特例がなくなる27年問題など、直面する課題もあります。それらに伴い、平成22年は15.8%だった実質公債費比率の上昇も危惧されるところであります。

引き続き、効率的な行財政運営を進め、人件費や物件費の削減に努めるとともに、ごみの有料化や、公共下水道使用料の見直しなど、公共料金につきましても具体的な協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、平成24年度予算の概要と主要な施策、及びその取り組み方針について申し上げます。

議員各位並びに市民の皆様のお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、議案第4号から16号までの提案説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

議長（古畑浩一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

質疑につきましては、予算の大綱にとどめますようご協力を願います。

ご質疑ございませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

松尾議員。

21番（松尾徹郎君）

2点ほどお伺いいたします。

今ほど予算編成方針ということで、市長からご説明がございました。この説明資料等にも書かれているわけですが、お話にもございました、国が非常に厳しい状況であると。なおかつ震災の関係で、今後非常に見通しが厳しくなるというようなお話であったと思います。

一方、当市においては、ここにも書かれておりますけども、市税は平成19年度をピークに減少

していると。そして地方交付税の減額についても、懸念されるどころであるというふうに書かれております。

お聞きしたいのは、この予算編成方針について新たな行政課題の解決と、将来の安定した歳入確保につながる施策に積極的に取り組むことが必要であるというふうに書かれておりますけども、これについて「非常に厳しい中、歳入確保につながる施策に積極的に取り組む」、具体的には、どういったことをお考えですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

齊藤企画財政課長。〔企画財政課長 齊藤隆一君登壇〕

企画財政課長（齊藤隆一君）

今ほどのご質問でありますけれども、具体的な歳入確保という部分につきましては、先ほどの行政報告等でも市長が触れておりますけれども、新たな企業の誘致による税の増、あるいはまた雇用の拡大、さらには地元企業による設備投資の増と、いわゆる地元企業振興ということでの市税の増ということも、当然、想定される部分であります。

また、ここにはまだ見込んでおりませんが、北陸新幹線の開業に伴う固定資産税の増というものも当然あるわけでありまして、入の部分もまだ確定しておりませんが、具体的な施設の管理主体もまだ明らかになっておりませんので、それら情報も集めながら財源確保をしてみたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

松尾議員。

21番（松尾徹郎君）

確かにそうだと思うんですけども、取りようによっては、こちらの5項目目に、特別会計や企業会計を独立採算の原則に基づき、使用料の改定や事業の見直しを検討し進めるとともに、一般会計からの基準外繰出金の解消に向けて、各会計の予算編成に当たることというような形で編成方針が出されておるわけですけども、考えますと今後の特別会計等々についての料金の改定ということも、含まれるのかなというふうに私自身はとれたんですけども、その辺がまず1点、確認したいこと。

それと、やっぱり非常に厳しいという中で、今回も財政調整基金、それから減債基金等の取り崩しがあると思います。これらについても慎重に、今後の見通しが厳しいという中で、やはりどういうふうにして財政運営をしていくのかなという点をお聞きしたいということ。まず、それだけお願いします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

齊藤企画財政課長。〔企画財政課長 齊藤隆一君登壇〕

企画財政課長（齊藤隆一君）

特別会計への繰り出しにつきましては、今、予算参考資料の18ページにも記載したとおりでありますけれども、やはり今、松尾議員の言われるように、それぞれの特別会計のあるべき姿という

点では、今後も住民負担を伴う部分もあるというふうに考えております。この部分につきましては、やはり市民のご理解、もちろん議会の皆様のご理解をいただかなければ、できることではないというふうに考えておりますので、使用料等の改定も含めた中で、特別会計の健全化によって一般会計からの繰り出しというものも、できるだけ減少する方向で長期計画をつくる中で、計画行政を行っていきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

松尾議員。

21番（松尾徹郎君）

今回、非常に積極的に、厳しいながらもいろいろな事業を展開すると。今、数えますと、新規事業だけでも30以上、それから拡充事業だけでも20以上と、非常に今後の糸魚川市の将来ということを考えてときに、やらなければならない大きな事業も確かに控えてるということで、積極的な予算を組まれた。これについては大いに評価したいと思いますけれども、やはり気になるのは今後のことであります。これは申し上げるまでもありません。

今回の予算編成の中で、事務事業評価の結果を重視し、行政経営の視点から事業の目的や効果を十分検証し、事業の見直しや縮減、組み直しなどを行うとともに、施策の見直しにより、新たな施策も検討し取り組むこと。事業費ベースで5%削減を実施し、さらなる一般財源の削減を図ることというふうに書かれております。これについては今回の予算に反映されているのかどうか、具体的にあれば教えていただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

斉藤企画財政課長。〔企画財政課長 斉藤隆一君登壇〕

企画財政課長（斉藤隆一君）

行革の一環でもありますけれども、事務事業評価については今年度も実施をしたものを、今年度、実施したというのは、具体的には22年度事業の振り返りでありますけれども、これらを24年度の予算に反映して作成したものであります。

議長（古畑浩一君）

ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本件につきましては、議長を除く25名の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件につきましては、議長を除く25人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を

設置し、これに付託の上、審査することと決しました。

お諮りをいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、甲村 聡議員、保坂 悟議員、斉木 勇議員、渡辺重雄議員、後藤善和議員、田中立一議員、古川 昇議員、久保田長門議員、保坂良一議員、中村 実議員、大滝 豊議員、伊藤文博議員、田原 実議員、吉岡静夫議員、池田達夫議員、五十嵐健一郎議員、倉又 稔議員、高澤 公議員、樋口英一議員、松尾徹郎議員、野本信行議員、斉藤伸一議員、伊井澤一郎議員、鈴木 勢子議員、新保峰孝議員。

以上、25名を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました25人の議員を、予算審査特別委員会委員に選任することと決しました。

これより正副委員長互選のため、暫時休憩といたします。

55分をめでに再開といたします。

午後1時39分 休憩

+

午後1時56分 開議

+

議長（古畑浩一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

休憩中、予算審査特別委員会が開かれ正副委員長を互選し、その結果が届いておりますので、ご報告をいたします。

委員長に、倉又 稔議員、副委員長に、大滝 豊議員。

以上であります。

日程第8 . 議案第17号から同第31号まで

議長（古畑浩一君）

日程第8、議案第17号から同第31号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第17号は、名誉市民条例の制定についてでありまして、社会及び文化の交流に特に功績のあったものに対し名誉市民の称号を贈り、その功績と榮譽をたたえるため新たに条例を制定するものであります。

議案第18号は、移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定についてでありまして、移動通信用鉄塔施設の整備に要する費用を電気通信事業者から分担金として徴収するため、新たに条例を制定するものであります。

議案第19号は、議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正についてでありまして、特別職報酬等審議会の答申に基づき、政務調査費の額を月額1万7,000円から1万5,300円に減額するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第20号は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害の補償等に関する条例の一部改正についてでありまして、障害者自立支援法の改正に伴い、所要の改正を行いたいものであります。

議案第21号は、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでありまして、名誉市民審議会委員の報酬を規定し、図書館協議会委員の規定を削除するとともに、スポーツ振興法の改正に伴い、体育指導員の名称を変更するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第22号は、職員の旅費に関する条例の一部改正についてでありまして、職員が旅行をする場合に支給する車賃の支給対象地の表記を改めるため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第23号は、基金条例の一部改正についてでありまして、介護従事者処遇改善臨時特例基金及び農業集落排水事業市債償還準備基金を廃止するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第24号は、理科教育センター条例の一部改正についてでありまして、理科教育センターの移転に伴い、所要の改正を行いたいものであります。

議案第25号は、児童デイサービス施設条例の一部改正についてでありまして、障害者自立支援法に規定する児童デイサービス事業が児童福祉法に規定する児童発達支援事業となるため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第26号は、博物館条例の一部改正についてでありまして、博物館法の改正に伴い、博物館協議会の委員の任命基準を変更するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第27号は、手数料条例の一部改正についてでありまして、受胎調節実地指導員の指定等に関する事務の権限移譲及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、関係手数料を規定するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第28号は、消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてでありまして、団員経験者を特定の活動に限定して従事する団員として任用して、引き続き地域防災を維持するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第29号は、火災予防条例の一部改正についてでありまして、危険物の規制に関する政令の改正に伴い、追加された新たな危険物の貯蔵及び取り扱いの基準について規定するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第31号は、辺地に係る総合整備計画の策定についてでありまして、小滝、平岩ほか5地区の公共的施設を総合的に整備するため、計画を策定いたしたいものであります。

議案第31号は、財産の譲与についてでありまして、旧能生町消防団第3分団第2部格納庫を地縁団体の柱道区に無償譲与したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決をお願いいたしたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

おわびをいたしまして、訂正をさせていただきます。議案第「30号」を「31号」と申し上げまして、議案第30号にご訂正いただきたいと思います。失礼いたしました。

議長（古畑浩一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

鈴木議員。

25番（鈴木勢子君）

議案第19号についてお尋ねいたします。

糸魚川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正であります。これは提案理由として特別職報酬審議会の答申に基づきというふうになっております。係る条例は現行の金額を10%、24年4月1日から減額するものであります。この目的は、市長、何でしょうか。提案理由はわかります。その他の目的となるものは何でしょうか、財政面ですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お答えいたします。

運用面についてであるわけでございまして、常に残っておることが、やはり大きな1つの提案をする要因にさせていただいておりますし、市議会でもそのようなご指摘もいただいております。そのようなことで提案をさせていただきました。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

鈴木議員。

25番（鈴木勢子君）

今まで26名の議員1人当たり上限ですね、20万4,000円。予算が530万4,000円みでありました。これは第2の報酬と受けとめられているのではないかなと思ったんですが、政務調査費とは地方自治法の条例に基づき、議員の調査研究のために必要な経費です。ですから、1人20万4,000円と上限を決めていますが、給与ではないわけですね。当然、領収書もつけ、その年度の明確な用途ですね、使い道に基づいて実績を報告し、上限20万4,000円に満たない場合は返納しております。それで21年度、22年度の政務調査費の実績を見ますと、2つの年度とも執行残ですね、23年度はまだ決算されておられません。22年度を例に出しますと、例えば議員でいうと1人会派を含めて20名の方が返納して、その22年度の決算額が403万

4,000円ですね。ですから、残る議員がその上限を超えているという、そういうことになりません。提案理由は報酬審議会の答申ということですけども、使われていないから、こういうふうに10%減額、これは議会軽視ですよ、市長。それ以上をくださいじゃないんだから、上限を定めている、自治法で認められているわけですよ。

議会と市は常に車の両輪で、一緒にお互いに是々非々で、市民のための市政を進めましょうというところですよ。こういうものをぼんと上げて、わずか年間にしたら1人2万円ちょっとですよ、2万400円。これを私は条例改正で上げることは非常に疑問に思って、他市の例も調べましたけども、こういった現状を把握されて、そして答申を出すという、私、市長の真意って、もっとほかにあるんじゃないかと。委員会付託されますが、この場でお聞かせいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お答えいたします。

政務調査費につきましては、やはり必要であれば皆様方と、いろいろと協議をする部分もあろうかと思うわけでありますが、しかし、押しなべて少し残る部分があったのでさせていただきましたが、またその中において必要であるという形であれば、またご協議をさせていただいても私は結構だと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

鈴木議員。

25番（鈴木勢子君）

そのような答弁いただきますと、本当に軽い条例改正の提案ですよ。これはまた付託された委員会で審査されることですけども、議会に対する市長の見解が、こういうふうにあられたというふうには私はとらえております。

以上。

議長（古畑浩一君）

ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案につきましては、総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第9．議案第32号から同第39号まで

議長（古畑浩一君）

次に、日程第9、議案第32号から同第39号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第32号は、公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書きに規定する区域及び規模を定める条例の制定についてでありまして、公有地の拡大の推進に関する法律施行令の改正に伴い、土地の有償譲渡に係る届け出の区域及び規模を規定するため、新たに条例を制定するものであります。

議案第33号は、農林水産事業に関する分担金徴収条例の一部改正についてでありまして、新規事業の受益者分担金の額を定めるとともに、土地改良法の改正に伴う条文の整備を行うため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第34号は、港湾管理条例の一部改正についてでありまして、県営漁港の占用料改定に伴い、市営漁港の占用料を改定するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第35号は、道路占用料徴収条例の一部改正についてでありまして、国及び県の道路占用料の改定に伴い、市の道路占用料を改定するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第36号は、市営住宅条例の一部改正についてでありまして、公営住宅法の改正がありましたが、引き続き同居親族の規定を継続するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第37号は、水道事業及びガス事業の設置に関する条例の一部改正についてでありまして、地方公営企業法の改正に伴い、資本剰余金の処分を規定するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第38号は、市道の認定についてでありまして、清崎団地2号線の認定について、議会の議決をお願いしたいものであります。

議案第39号は、契約の締結についてでありまして、糸魚川駅自由通路新設工事の工事委託契約を締結したいものであります。契約金額は3億3,623万1,000円で、契約の相手方は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部北陸新幹線第二建設局であります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

すみません。たびたび申しわけございません。議案第34号で、「港湾」管理条例と申し上げましたが、「漁港」と訂正いただきたいことをお願い申し上げ、おわびいたします。

議長（古畑浩一君）

これより、ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案につきましては、建設産業常任委員会に付託をいたします。

日程第 10 . 議案第 40 号から同第 44 号まで

議長（古畑浩一君）

次に、日程第 10、議案第 40 号から同第 44 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 40 号は、暴力団排除条例の制定についてでありまして、市民の安全で安心な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与するため、新たに条例を制定するものであります。

議案第 41 号は、墓地等の設置場所及び構造設備の基準に関する条例の制定についてでありまして、墓地、埋葬等に関する法律の改正に伴い、墓地等の設置等に係る事務が権限移譲されるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第 42 号は、市税条例の一部改正についてでありまして、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律及び地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 43 号は、介護保険条例の一部改正についてでありまして、第 5 期介護保険事業計画策定に伴い、保険料を改定するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 44 号は、医療技術者修学資金貸与条例の一部改正についてでありまして、修学資金の貸与の対象要件を緩和するとともに、貸与する月額を選択できるようにするため、所要の改正を行いたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（古畑浩一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案につきましては、市民厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第 11 . 議案第 46 号から同第 49 号まで

議長（古畑浩一君）

日程第 11、議案第 46 号から同第 49 号までを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第46号は、平成23年度公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）でありまして、歳入歳出それぞれ4,290万1,000円を減額し、総額を26億6,248万4,000円といたしております。

なお、繰越明許費は第2表、地方債の補正は第3表のとおりであります。

議案第47号は、平成23年度集落排水・浄化槽事業特別会計補正予算（第4号）でありまして、歳入歳出それぞれ2,644万8,000円を減額し、総額を2億8,747万8,000円といたしております。

なお、繰越明許費は第2表、地方債の補正は第3表のとおりであります。

議案第48号は、平成23年度簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ1,525万9,000円を追加し、総額を4億8,003万3,000円といたしております。

なお、繰越明許費は第2表、地方債の補正は第3表のとおりであります。

議案第49号は、平成23年度水道事業会計補正予算（第3号）でありまして、資本的支出では企業債償還金6,240万円を追加し、総額を7億649万8,000円といたしております。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（古畑浩一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案につきましては、建設産業常任委員会に付託をいたします。

日程第12．議案第50号から同第52号まで

議長（古畑浩一君）

日程第12、議案第50号から同第52号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第50号は、平成23年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ4億1,324万3,000円を減額し、総額を53億4,764万9,000円といたしております。

議案第51号は、平成23年度国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ162万9,000円を減額し、総額を1億861万6,000円といたしております。

議案第52号は、平成23年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ629万6,000円を減額し、総額を10億2,050万4,000円といたしております。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（古畑浩一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案につきましては、市民厚生常任委員会に付託いたします。

+

日程第13．議案第45号

議長（古畑浩一君）

日程第13、議案第45号、平成23年度糸魚川市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第45号は、平成23年度一般会計補正予算（第7号）でありまして、歳入歳出それぞれ2億1,175万8,000円を減額し、総額を291億4,281万3,000円といたしております。

今回の補正は、事業費確定に伴う整理補正が主なものでありますが、歳出の主なものは、2款、総務費では、基金積立金の追加、3款、民生費では、民営保育所整備事業の減額であります。

4款、衛生費では、医療施設等設備整備事業及び一般廃棄物最終処分場適正化事業の減額、6款、

農林水産業費では、国の3次、4次補正に伴う補正であり、農業体質強化基盤整備促進事業及び震災対策戦略作物生産基盤整備事業の追加であります。

7款、商工費では、中小企業向け資金貸付事業の減額、8款、土木費では、公共下水道事業特別会計繰出金の減額であります。

9款、消防費では、国の3次補正に伴う補正であり、消防団防災機器整備事業の追加、10款、教育費では、国からの追加配分による中学校暖房設備整備事業の追加であります。

次に、歳入の主なものは、市税の追加と県支出金、諸収入及び市債の減額であります。

なお、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正は、それぞれ第2表、第3表及び第4表のとおりであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（古畑浩一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

付託区分につきましては、お手元に配付してございます議案付託表によってご了承を願います。

日程第14．請願第3号及び請願第1号

議長（古畑浩一君）

次に、日程第14、請願第3号及び請願第1号を一括議題といたします。

本定例会において受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

ただいま議題となっております請願第3号及び請願第1号は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

以上で、本日の全日程が終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後2時23分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+